第 11 章　環境の保全のための措置

第11章　環境の保全のための措置

11.1　予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置

予測・評価に際して講ずることとした、環境影響評価の項目ごとの環境の保全のための措置は以下のとおりである。

全ての項目において、事業者により実行可能な範囲内で事業実施による環境への影響は回避、低減又は代償されていると考える。

(1) 大気質

大気質に関する環境の保全のための措置は表 11.1-1 に示すとおりである。

表 11.1-1　大気質に関する環境の保全のための措置

影響要因	想定される影響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分	実施主体
建設機械の稼働	大気汚染物質の排出	発生源対策	・建設機械は、排出ガス対策型の使用に努める。	低減	事業者
			・建設機械のアイドリングストップを徹底する。	低減	
			・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。	低減	
			・建設機械の整備・点検を徹底する。	低減	
資材運搬等の車両の走行	大気汚染物質の排出	発生源対策	・資材運搬等の車両は、最新排出ガス規制適合車の使用に努める。	低減	事業者
			・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。	低減	
			・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。	低減	
			・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。	低減	
造成等の工事	大気汚染物質の排出	発生源対策	・造成箇所、資材運搬等の車両の仮設道路には適宜散水を行い、粉じんの飛散防止を行う。	低減	事業者
			・計画地内の土砂等の運搬時には、必要に応じてシートで被覆する。	低減	
			・工事区域出口に洗浄用ホース等を設置し、資材運搬等の車両のタイヤに付着した土砂の払落しや場内清掃等を徹底する。	低減	
施設の稼働	大気汚染物質の排出	発生源対策	・進出企業に対して、「大気汚染防止法」（昭和 43 年 6 月、法律第 97 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年 7 月、埼玉県条例第 57 号）に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて排ガス処理施設の設置等による未然の公害発生防止に努めるよう指導する。	低減	進出企業
関連車両の走行	大気汚染物質の排出	発生源対策	・進出企業に対して、関連車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導する。	低減	進出企業
			・進出企業に対して、関連車両のアイドリングストップを徹底するよう指導する。	低減	
			・進出企業に対して、関連車両の整備、点検を徹底するよう指導する。	低減	

(2) 騒音・低周波音

騒音・低周波音に関する環境の保全のための措置は表 11.1-2(1)～(2)に示すとおりである。

表 11.1-2(1)　騒音・低周波音に関する環境の保全のための措置

影響要因	想定される影響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分	実施主体
建設機械の稼働	騒音の影響	発生源対策	・低騒音型の建設機械の使用に努める。	低減	事業者
			・建設機械のアイドリングストップを徹底する。	低減	
			・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。	低減	
			・建設機械の整備、点検を徹底する。	低減	
			・住宅等に近い箇所での工事では、必要に応じて仮囲い等の防音対策を講じる。	低減	
資材運搬等の車両の走行	騒音の影響	発生源対策（道路設計）	・アクセス道路は低騒音型舗装（排水性舗装）を採用する。	低減	事業者
		発生源対策	・資材運搬等の車両は制限速度・規制速度の遵守を徹底する。	低減	事業者
			・資材運搬等の車両の走行時間帯及び走行経路を設定し、徹底する。	低減	
			・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。	低減	
			・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。	低減	
			・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。	低減	
			・資材運搬等の車両の待機場所は、住宅等から離れた位置に設ける。	低減	
施設の稼働	騒音の影響	発生源対策	・進出企業に対して、「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月、法律第 98 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年 7 月、埼玉県条例第 57 号）に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて防音対策の徹底等による未然の公害発生防止に努めるよう指導する。	低減	進出企業
			・進出企業に対して、周辺住宅等に配慮し、特に夜間は大きな騒音を発生する作業を行わないよう要請する。	低減	
施設の稼働	低周波音の影響	発生源対策	・進出企業に対して、各設備機器の堅固な取付、適正な維持・管理を行い、低周波音の発生防止に努めるよう指導する。	低減	進出企業

表 11.1-2(2)　騒音・低周波音に関する環境の保全のための措置

影響要因	想定される影響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分	実施主体
関連車両の走行	騒音の影響	発生源対策（道路設計）	・アクセス道路は低騒音型舗装（排水性舗装）を採用する。	低減	事業者
		発生源対策	・進出企業に対して、関連車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導する。	低減	進出企業
			・進出企業に対して、関連車両のアイドリングストップを徹底するよう指導する。	低減	
			・進出企業に対して、関連車両の整備、点検を徹底するよう指導する。	低減	

(3) 振動

振動に関する環境の保全のための措置は表 11.1-3 に示すとおりである。

表 11.1-3　振動に関する環境の保全のための措置

影響要因	想定される影響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分	実施主体
建設機械の稼働	振動の影響	発生源対策	・建設機械のアイドリングストップを徹底する。	低減	事業者
			・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。	低減	
			・建設機械の整備・点検を適切に実施する。	低減	
資材運搬等の車両の走行	振動の影響	発生源対策	・資材運搬等の車両は制限速度・規制速度の遵守を徹底する。	低減	事業者
			・資材運搬等の車両の走行時間帯及び走行経路を設定し、徹底する。	低減	
			・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。	低減	
			・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。	低減	
			・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。	低減	
施設の稼働	振動の影響	発生源対策	・進出企業に対して、「振動規制法」(昭和 51 年 6 月、法律第 64 号)及び「埼玉県生活環境保全条例」(平成 13 年 7 月、埼玉県条例第 57 号)に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて防振対策の徹底等による未然の公害発生防止に努めるよう指導する。	低減	進出企業
関連車両の走行	振動の影響	発生源対策	・進出企業に対して、関連車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導する。	低減	進出企業
			・進出企業に対して、関連車両のアイドリングストップを徹底するよう指導する。	低減	
			・進出企業に対して、関連車両の整備、点検を徹底するよう指導する。	低減	

(4) 悪臭

悪臭に関する環境の保全のための措置は表 11.1-4 に示すとおりである。

表 11.1-4　悪臭に関する環境の保全のための措置

影響要因	想定される影響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分	実施主体
施設の稼働	悪臭の影響	発生源対策	・進出企業に対して、「悪臭防止法」（昭和 46 年 6 月、法律第 91 号）に定める規制基準を遵守するとともに、必要に応じて脱臭設備を設置する等の未然の公害発生防止対策の徹底に努めるよう指導する。	低減	進出企業

(5) 水質

水質に関する環境の保全のための措置は表 11.1-5 に示すとおりである。

表 11.1-5　水質に関する環境の保全のための措置

影響要因	想定される影響	措置の視点	環境の保全のための措置	措置の区分	実施主体
造成等の工事	濁水の発生	発生源対策	・工事中に発生する濁水については、仮設水路にてオープン式雨水貯留施設等に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、排水基準値以下の上澄み水を排水する。	低減	事業者
			・必要に応じて仮土堤、板柵等を設置し、計画地外への土砂流出を防止する。	低減	
			・盛土箇所は、速やかに転圧等を行い、降雨による流出を防止する。	低減	
	アルカリ排水の発生	発生源対策	・コンクリート製品はできる限り二次製品を使用し、現場でのコンクリート打設を最小限に抑える。	低減	事業者
			・必要に応じて工事排水の pH 調整を行い、排水基準値以下にして排水する。	低減	
	地盤改良によるアルカリ排水の発生	発生源対策	・地盤改良が必要な箇所については、基本的に置換工法で良質な材料に置き換える。	回避	事業者
			・水路及び擁壁の支持に中層混合改良を行う際に用いるセメント系固化剤については、地盤改良工事の前に、改良対象土を用いた事前試験を行い環境負荷の少ない適切な配合設計を把握する。また、施工後にアルカリ分が溶出した場合は、必要に応じて工事排水の pH 調整を行い、排水基準値以下にして排水する。	低減	事業者
	産業廃棄物埋設区域の施工	発生源対策	・土地の改変や形質の変更を行うにあたっては、事前に「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月、法律第 53 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年 7 月、埼玉県条例第 57 号）に基づく必要な調査及び届出を行う。仮に土壌の汚染が確認された場合においても、土壌汚染が拡散したり、公共用水域や底質及び地下水を汚染したりすることのないよう、関係法令に基づき適切に対策を講じる。	低減	事業者
施設の稼働	生活排水処理水、工場排水処理水の発生	発生源対策	・進出企業に対して、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 12 月、法律第 138 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」に定める排水基準を遵守するよう指導する。	低減	進出企業
			・進出企業に対して、「工場又は事業場に係る窒素及びりん削減対策指導指針」（平成 16 年 4 月、埼玉県）の水質管理目標値の排水濃度以下で排水するよう奨励する。	低減	進出企業
			・製造系企業が進出する場合、進出企業からの排水により石川川の水質及び底質を著しく悪化させることのないよう、「桶川市開発行為等に関する指導要綱」に基づく事前協議において、桶川市の担当部署と協議し、工場排水処理水の水質及び排水量を決定する。	低減	進出企業

(6) 水象

水象に関する環境の保全のための措置は表 11.1-6 に示すとおりである。

表 11.1-6　水象に関する環境の保全のための措置

影響要因	想定される影響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分	実施主体
造成地及び施設の存在	流量等の変化(雨水流出量の増加)	雨水流出抑制	・「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」（平成 18 年 3 月、埼玉県条例第 20 号）に基づく雨水流出抑制施設を計画し、事業区域からの雨水排水量が、「石川改修事業全体計画書」（昭和 59 年 11 月、埼玉県桶川市）における計画単位排水量(0.02793㎥/s･ha)以下（確率年 1/10）となるように、以下の措置を講じる。 [企業用地] ・雨水貯留施設に雨水を貯留し、直接放流区域からの計画排水量を合計した量が、石川川の許容放流量を上回らないよう、放流量を調整し、石川幹線排水路（石川川）に放流。 ・公開緑地公園及び緩衝緑地帯は緑化し、雨水浸透を促進。 [複合工業用地] ・大型貯留浸透槽を設置し雨水浸透を促進。 [区画道路] ・区画道路 9.5-1 号線に雨水浸透施設（浸透側溝）を設置し、雨水浸透を促進。 ・区画道路の歩道部は透水性舗装。	低減	事業者
	流量等の変化(生活排水処理水、工場排水処理水の発生、雨水流出量の増加)	放流量の軽減	・進出企業に対して、汚水処理水及び雨水の再利用を奨励し、放流量の軽減を図る。	低減	進出企業
			・敷地内の緑化や雨水浸透施設の設置を奨励し、地下水涵養を促進し、放流量の軽減を図る。	低減	
	地下水の水位等の変化(地下水涵養量の低下)	地下水涵養	地下水涵養を図るため、以下の措置を講じる。 [企業用地] ・公開緑地公園及び緩衝緑地帯は緑化し、雨水浸透を促進。 [複合工業用地] ・大型貯留浸透槽を設置し雨水浸透を促進。 [区画道路] ・区画道路 9.5-1 号線に雨水浸透施設（浸透側溝）を設置し、雨水浸透を促進。 ・区画道路の歩道部は透水性舗装。	低減	事業者
			・進出企業に対して、敷地内の緑化や雨水浸透施設の設置を奨励し、地下水の涵養を図る。	低減	進出企業

(7) 土壌

土壌に関する環境の保全のための措置は表 11.1-7 に示すとおりである。

表 11.1-7　土壌に関する環境の保全のための措置

影響要因	想定される影響	措置の視点	環境の保全のための措置	措置の区分	実施主体
造成等の工事	土壌汚染の拡散	法令遵守、土壌汚染の拡散抑制	・土地の改変や形質の変更を行うにあたっては、事前に「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月、法律第 53 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年 7 月、埼玉県条例第 57 号)に基づく必要な調査及び届出を行う。仮に土壌の汚染が確認された場合においても、土壌汚染が拡散したり、地下水を汚染したりすることのないよう、関係法令に基づき適切に対策を講じる。	回避	事業者

(8) 地盤

地盤に関する環境の保全のための措置は表 11.1-8 に示すとおりである。

表 11.1-8　地盤に関する環境の保全のための措置

影響要因	想定される影響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分	実施主体
造成地の存在	地盤沈下、地盤の変形	周辺地盤の変形防止	・盛土は、地質調査結果を踏まえて、プレロード工法（載荷盛土）とする。	低減	事業者
			・必要に応じ、置換工法で良質な材料に置き換え、地盤改良を施す。水路及び擁壁の支持に必要な場合は、中層混合改良により土壌改良を行う。	低減	
			・工事着工前から工事中にかけて、盛土に伴う圧密沈下量、変形等を観測する。	低減	

(9) 動物

動物に関する環境の保全のための措置は表 11.1-9(1)～(2)に示すとおりである。

表 11.1-9(1)　動物に関する環境の保全のための措置

影響要因	想定される影響	措置の視点	選定した環境の保全のための措置	措置の区分	実施主体
建設機械の稼働、造成等の工事	生息環境の変化（騒音・振動）	発生源対策	・低騒音型の建設機械の使用に努める。	低減	事業者
			・低振動の工法を採用する。	低減	
		オオタカの繁殖への影響の低減	・計画地を高利用域に含むオオタカの営巣地（A営巣地）で営巣が確認された場合は、専門家の指導助言を仰ぎつつ、繁殖期にカメラ監視等の手法により工事の影響を把握し、工事による影響が確認された場合は、工事の一時停止を含め、営巣地への影響の低減に努める。	低減	事業者
造成等の工事	生息環境の変化（水質）	発生源対策	・工事中に発生する濁水については、仮設水路にてオープン式雨水貯留施設等に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、排水基準値以下の上澄み水を排水し、下流の水域に生息・生育する生物への影響を軽減する。	低減	事業者
			・盛土箇所は速やかに転圧等を行い、降雨による流出を防止する。	低減	
資材運搬等の車両の走行	移動経路の分断	移動路の確保	・アクセス道路のうち、現況の市道 1561 号線の拡幅部分の道路下の水路を、現況と同様の管径で、小動物が移動路として利用可能な構造として計画する。	低減	事業者
造成地の存在	生息環境の消失（土地利用の転換）	生息環境の保全	・緩衝緑地帯の範囲に生育する既存樹木は、緩衝緑地帯に取込んで保全することを検討する。また、湿地の一部を公開緑地公園内に取込み保全する。	低減	事業者
		生息環境の創出	・計画地内には緩衝緑地帯と公開緑地公園を計画する。緩衝緑地帯には高木を植栽し（ただし遺跡の保存範囲は遺跡の保存を優先し低木を植栽）、公開緑地公園は水田生態系の復元を目標に整備・管理を行う。	代償	事業者
			・緩衝緑地帯と公開緑地公園の植栽樹種は、現存植生の構成種を考慮し、専門家の指導助言を仰ぎつつ選定する。	代償	
			・公開緑地公園の植樹については、成木は最小限とし、計画地内の樹林から採集した木本類の実生等を用いて、時間をかけて緑化する。	代償	
			・進出企業に対し、在来種を使用した敷地内の緑化を奨励する。	代償	進出企業
		保全すべき種の移設	・公開緑地公園の水路等に、ヒラマキミズマイマイ及びドブシジミを移設する。	代償	事業者
	生息環境の変化（流量）	雨水流出抑制	・「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」（平成 18 年 3 月、埼玉県条例第 20 号）に基づく雨水流出抑制施設（雨水貯留槽、大型貯留浸透槽、浸透側溝）を設置する。	低減	事業者
			・雨水浸透を促進するため、公開緑地公園及び緩衝緑地帯の緑化、区画道路歩道部の透水性舗装を行う。	低減	

表 11.1-9(2)　動物に関する環境の保全のための措置

影響要因	想定される影響	措置の視点	選定した環境の保全のための措置	措置の区分	実施主体
施設の稼働	生息環境の変化（水質）	発生源対策	・進出企業に対して、「水質汚濁防止法」（昭和45年12月、法律第138号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成13年7月、埼玉県条例第57号)に定める排水基準の遵守、「工場又は事業場に係る窒素及びりん削減対策指導指針」（平成16年4月、埼玉県）の水質管理目標値の排水濃度以下での排水を指導・奨励する。	低減	進出企業
			・製造系企業が進出する場合は、石川川の流量及び水質に著しい影響を与えることのないよう、「桶川市開発行為等に関する指導要綱」（桶川市）に基づく事前協議において、桶川市の担当部署と協議し、工場排水処理水の水質及び排水量を決定する。	低減	
	生息環境の変化（夜間光）	発生源対策	・街路灯は安全性を考慮した上で光漏れを少なくする機器を採用する。	低減	事業者
			・進出企業に対し、夜間照明は安全性を考慮した上で光漏れを少なくする機器の採用を奨励する。	低減	進出企業

(10) 植物

植物に関する環境の保全のための措置は表 11.1-10 に示すとおりである。

表 11.1-10　植物に関する環境の保全のための措置

影響要因	想定される影響	措置の視点	選定した環境の保全のための措置	措置の区分	実施主体
造成地の存在	生育環境の消失（土地利用の転換）	生育環境の保全	・緩衝緑地帯の範囲に生育する既存樹木は、緩衝緑地帯に取込んで保全することを検討する。また、湿地の一部を公開緑地公園内に取込み保全する。	低減	事業者
		生育環境の創出	・計画地内には緩衝緑地帯と公開緑地公園を計画する。緩衝緑地帯には高木を植栽し、公開緑地公園は水田生態系の復元を目標に整備・管理を行う。	代償	事業者
			・緩衝緑地帯と公開緑地公園の植栽樹種は、現存植生の構成種を考慮し、専門家の指導助言を仰ぎつつ選定する。	代償	
			・公開緑地公園の植樹については、成木は最小限とし、計画地内の樹林から採集した木本類の実生等を用いて、時間をかけて緑化する。	代償	
			・進出企業に対し、在来種を使用した敷地内の緑化を奨励する。	代償	進出企業
		保全すべき種の移植	・水田生態系を目標に整備・管理を行う公開緑地公園に、ウスゲチョウジタデ、アブノメ、カワヂシャ、ウリカワ、ミズオオバコ、サガミトリゲモ及びイトトリゲモを移植する。	代償	事業者
施設の稼働	生育環境の変化（夜間光）	発生源対策	・街路灯は安全性を考慮した上で光漏れを少なくする機器を採用する。	低減	事業者
			・進出企業に対し、夜間照明は安全性を考慮した上で光漏れを少なくする機器の採用を奨励する。	低減	進出企業

(11) 生態系

生態系に関する環境の保全のための措置は表 11.1-11(1)～(2)に示すとおりである。

表 11.1-11(1) 生態系に関する環境の保全のための措置

影響要因	想定される影響	措置の視点	選定した環境の保全のための措置	措置の区分	実施主体
建設機械の稼働、造成等の工事	生息・生育環境の変化（騒音・振動）	発生源対策	・低騒音型の建設機械の使用に努める。	低減	事業者
			・低振動の工法を採用する。	低減	
		オオタカの繁殖への影響の低減	・計画地を高利用域に含むオオタカの営巣地（A営巣地）で営巣が確認された場合は、専門家の指導助言を仰ぎつつ、繁殖期にカメラ監視等の手法により工事の影響を把握し、工事による影響が確認された場合は、工事の一時停止を含め、営巣地への影響の低減に努める。	低減	事業者
造成等の工事	生息・生育環境の変化（水質）	発生源対策	・工事中に発生する濁水については、仮設水路にてオープン式雨水貯留施設等に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、排水基準値以下の上澄み水を排水し、下流の水域に生息・生育する生物への影響を軽減する。	低減	事業者
			・盛土箇所は速やかに転圧等を行い、降雨による流出を防止する。	低減	事業者
資材運搬等の車両の走行	移動経路の分断	移動路の確保	・アクセス道路のうち、現況の市道 1561 号線の拡幅部分の道路下に、小動物が移動路として利用できるよう、現況と同様の管径で横断水路を整備する。	低減	事業者
造成地の存在	生息・生育環境の消失（土地利用の転換）	生息・生育環境の保全	・緩衝緑地帯の範囲に生育する既存樹木は、緩衝緑地帯に取込んで保全することを検討する。また、湿地の一部を公開緑地公園内に取込み保全する。	低減	事業者
		生息・生育環境の創出	・計画地内には緩衝緑地帯と公開緑地公園を計画する。緩衝緑地帯には高木を植栽し（ただし遺跡の保存範囲は遺跡の保存を優先し低木を植栽）、公開緑地公園は水田生態系の復元を目標に整備・管理を行う。	代償	事業者
			・緩衝緑地帯と公開緑地公園の植栽樹種は、現存植生の構成種を考慮し、専門家の指導助言を仰ぎつつ選定する。	代償	
			・公開緑地公園の植樹については、成木は最小限とし、計画地内の樹林から採集した木本類の実生等を用いて、時間をかけて緑化する。	代償	
			・進出企業に対し、在来種を使用した敷地内の緑化を奨励する。	代償	進出企業
		移植	・水田生態系を目標に整備・管理を行う公開緑地公園に、造成により消失する水田の土壌の撒き出しを行う。 ・消失する屋敷林等から木本の実生個体等を採集し、緑化材料として活用する。	代償	事業者

表 11.1-11(2)　生態系に関する環境の保全のための措置

影響要因	想定される影響	措置の視点	選定した環境の保全のための措置	措置の区分	実施主体
造成地の存在	生息・生育環境の変化（流量）	雨水流出抑制	・「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」（平成 18 年 3 月、埼玉県条例第 20 号）に基づく雨水流出抑制施設（雨水貯留槽、大型貯留浸透槽、浸透側溝）を設置する。	低減	事業者
			・雨水浸透を促進するため、公開緑地公園及び緩衝緑地帯の緑化、区画道路歩道部の透水性舗装を行う。	低減	
施設の稼働	生息・生育環境の変化（水質）	発生源対策	・進出企業に対して、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 12 月、法律第 138 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年 7 月、埼玉県条例第 57 号)に定める排水基準の遵守、「工場又は事業場に係る窒素及びりん削減対策指導指針」（平成 16 年４月、埼玉県）の水質管理目標値の排水濃度以下での排水を指導・奨励する。	低減	進出企業
			・製造系企業が進出する場合は、石川川の流量及び水質に著しい影響を与えることのないよう、「桶川市開発行為等に関する指導要綱」（桶川市）に基づく事前協議において、桶川市の担当部署と協議し、工場排水処理水の水質及び排水量を決定する。	低減	
	生息・生育環境の変化（夜間光）	発生源対策	・街路灯は安全性を考慮した上で光漏れを少なくする機器を採用する。	低減	事業者
			・進出企業に対し、夜間照明は安全性を考慮した上で光漏れを少なくする機器の採用を奨励する。	低減	進出企業

(12) 景観

景観に関する環境の保全のための措置は表 11.1-12 に示すとおりである。

表 11.1-12　景観に関する環境の保全のための措置

影響要因	想定される影響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分	実施主体
造成地の存在、施設の存在	主要な眺望景観の変化	周辺景観との調和	・企業用地の敷地の外周に緩衝緑地帯を配することにより、建築物を敷地境界からセットバックさせ、圧迫感の軽減を図る。	低減	事業者
			・進出企業に対して、事前指導制度の中で、想定計画建築物のデザインや色彩は「埼玉県景観計画」（令和 7 年 7 月改正、埼玉県）の景観形成基準を遵守し、周辺環境に配慮した色彩を採用し、周辺との調和に配慮するよう指導助言する。なお、計画地は圏央道沿線区域に該当し、「景観法」（平成 16 年 6 月、法律第 110 号）に基づく届出対象となる。	低減	進出企業
施設の稼働	光害(夜間照明)	発生源対策	・街路灯は安全性を考慮した上で光漏れを少なくする機器を採用する。	低減	事業者
			・進出企業に対し、夜間照明は安全性を考慮した上で光漏れを少なくする機器の採用を奨励する。	低減	進出企業

(13) 自然とのふれあいの場

自然とのふれあいの場に関する環境の保全のための措置は表 11.1-13(1)～(2)に示すとおりである。

表 11.1-13(1) 自然とのふれあいの場に関する環境の保全のための措置

影響要因	想定される影響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分	実施主体
建設機械の稼働、造成等の工事	自然とのふれあいの場の変化(排ガス及び騒音)	発生源対策	・排出ガス対策型、低騒音型の建設機械の使用に努める。	低減	事業者
			・建設機械のアイドリングストップを徹底する。	低減	
			・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。	低減	
			・建設機械の整備・点検を徹底する。	低減	
資材運搬等の車両の走行	自然とのふれあいの場の変化(排ガス及び騒音)	発生源対策	・資材運搬等の車両は、最新排出ガス規制適合車の使用に努める。	低減	事業者
			・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。	低減	
			・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。	低減	
			・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。	低減	
		発生源対策（道路設計）	・アクセス道路は低騒音型舗装（排水性舗装）を採用する。	低減	
	自然とのふれあいの場の交通手段への影響（交通安全）	交通安全対策（道路設計）	・アクセス道路は歩者分離された整備を行う。	低減	事業者
		交通安全対策	・資材運搬等の車両は、交通法規を遵守し、安全運転を徹底する。特に、通学時間帯には児童の通学に十分配慮する。	低減	事業者
施設の存在	自然とのふれあいの場の変化（景観）	周辺景観との調和	・企業用地の敷地の外周に緩衝緑地帯を配することにより、建築物を敷地境界からセットバックさせ、圧迫感の軽減を図る。	低減	事業者
			・進出企業に対して、事前指導制度の中で、想定計画建築物のデザインや色彩は「埼玉県景観計画」（令和 7 年 7 月改正、埼玉県）の景観形成基準を遵守し、周辺環境に配慮した色彩を採用し、周辺との調和に配慮するよう指導助言する。なお、計画地は圏央道沿線区域に該当し、景観法に基づく届出対象となる	低減	進出企業
	自然とのふれあいの場の変化（交通安全）	交通安全対策（道路設計）	・アクセス道路は歩者分離された整備を行う。	低減	事業者

表 11.1-13(2)　自然とのふれあいの場に関する環境の保全のための措置

影響要因	想定される影響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分	実施主体
施設の稼働	自然とのふれあいの場の変化（騒音）	発生源対策	・進出企業に対して、「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月、法律第 98 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年 7 月、埼玉県条例第 57 号）に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて防音対策の徹底等による未然の公害発生防止に努めるよう指導する。	低減	進出企業
			・進出企業に対して、特に夜間は大きな騒音を発生する作業を行わないよう要請する。	低減	
関連車両の走行	自然とのふれあいの場の変化(排ガス及び騒音)	発生源対策（道路設計）	・アクセス道路は低騒音型舗装（排水性舗装）を採用する。	低減	事業者
		発生源対策	・進出企業に対して、関連車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導する。	低減	進出企業
			・進出企業に対して、関連車両のアイドリングストップを徹底するよう指導する。	低減	
			・進出企業に対して、関連車両の整備及び点検を徹底するよう指導する。	低減	
	自然とのふれあいの場の交通手段への影響（交通安全）	交通安全対策（道路設計）	・アクセス道路は歩者分離された整備を行う。	低減	事業者
		交通安全対策	・進出企業に対して、関連車両は、交通法規を遵守し、安全運転を徹底するよう指導する。特に、通学時間帯には児童の通学に十分配慮するよう指導する。	低減	進出企業
施設の稼働	自然とのふれあいの場の変化(水質)	石川川の水質の保全	・進出企業に対して、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 12 月、法律第 138 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年 7 月、埼玉県条例第 57 号）に定める排水基準の遵守、「工場又は事業場に係る窒素及びりん削減対策指導指針」（平成 16 年４月、埼玉県）の水質管理目標値の排水濃度以下での排水を指導・奨励する。	低減	進出企業
			・製造系企業が進出する場合は、石川川の流量及び水質に著しい影響を与えることのないよう、「桶川市開発行為等に関する指導要綱」に基づく事前協議において、桶川市の担当部署と協議し、工場排水処理水の水質及び排水量を決定する。	低減	

(14) 史跡・文化財

史跡・文化財に関する環境の保全のための措置は表 11.1-14 に示すとおりである。

表 11.1-14　史跡・文化財に関する環境の保全のための措置

影響要因	想定される影響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分	実施主体
造成地の存在	埋蔵文化財の改変	発掘調査等による記録保存ほか	・埼玉県及び桶川市の担当部署と連携しつつ、文化財の保護上必要な措置を講じるものとする。また遺跡の概要を記した案内板の設置等を検討する。	回避・低減	事業者
		埋蔵文化財の現状保存	・桶川市の担当部署により提示された「川田谷陣屋の本丸跡として現状保存が望まれる範囲」については、指導及び助言を踏まえ、地下部の改変を制限する計画とする。	回避	事業者

(15) 日照阻害

日照阻害に関する環境の保全のための措置は表 11.1-15 に示すとおりである。

表 11.1-15　日影に関する環境の保全のための措置

影響要因	想定される影響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分	実施主体
施設の存在	日影の影響	建物配置、形状等の配慮	・進出企業に対し、日影の影響に配慮した建物配置、形状にするよう依頼する。	低減	進出企業
			・進出企業に対し、「桶川市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例」（平成 9 年 9 月、桶川市条例第 14 号）に定められる中高層建築物を建設する場合には、適切な対応を行うよう指導する。	低減	進出企業

(16) 電波障害

電波障害に関する計画地周辺への環境の保全のための措置は表 11.1-16 に示すとおりである。

表 11.1-16　電波障害に関する環境の保全のための措置

影響要因	想定される影響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分	実施主体
建設機械の稼働	電波受信障害	発生源対策	・クレーン未使用時にブームを電波到来方向に向ける等、電波障害の発生防止に配慮する。	低減	事業者
施設の存在	電波受信障害	受信障害対策	・本事業に起因して住宅等に新たな受信障害が発生した場合には、「桶川市指定建造物等によるテレビ電波障害に関する指導要綱」（平成 11 年 4 月、桶川市）等に基づき、受信状況に応じて適切に障害対策を講じる。	代償	進出企業

(17) 廃棄物等

廃棄物等に関する環境の保全のための措置は表 11.1-17 に示すとおりである。

表 11.1-17　廃棄物等に関する環境の保全のための措置

影響要因	想定される影響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分	実施主体
造成等の工事	廃棄物の排出	再資源化等の促進、適正な処理・処分	・既存施設の撤去、樹木等の伐採に伴い発生する廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用の促進を図る。再利用できないものは専門業者に委託し適切に処理する。	低減	事業者
		発生抑制、再資源化等の促進	・建築工事に伴い発生する廃棄物は、工事手法等の工夫による排出抑制に努めるとともに、分別を徹底し、再資源化及び再利用の促進を図る。再利用できないものは専門業者に委託し適切に処理する。	低減	事業者
	埋設産業廃棄物の撤去に伴う廃棄物の排出	適正な処理	・埋設産業廃棄物の撤去に伴い発生する廃棄物は、法令に基づいて産業廃棄物として適正に処分する。	低減	事業者
施設の稼働	廃棄物の排出	発生抑制	・進出企業に対し、発生抑制や分別、リサイクルの推進等の適正な処理に努めるよう周知・啓発する。処理できないものは専門業者に委託し適切に処理するよう指導する。	低減	進出企業
	水利用量の増加	雨水の有効利用、処理水の再利用	・進出企業に対し、計画地内に流入する雨水については、雨水貯留槽に貯留し、貯留した雨水の有効利用による上水使用量の削減の取組を奨励する。施設の稼働に伴い発生する処理水の再利用を奨励する。	低減	進出企業

(18) 温室効果ガス等

温室効果ガス等に関する環境の保全のための措置は表 11.1-18 に示すとおりである。

表 11.1-18　温室効果ガス等に関する環境の保全のための措置

影響要因	想定される影響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分	実施主体
建設機械の稼働	温室効果ガスの排出	排出量の削減	・燃費基準達成建設機械、低炭素型建設機械、GX 建設機械の採用に努める。(「地球温暖化対策計画」（令和 7 年 2 月、閣議決定）に示されるバックホウの 2020 年度燃費基準達成建設機械の採用率 49.4%以上、ブルドーザの 2020 年度燃費基準達成建設機械の採用率 33.2%以上を目標とする。)	低減	事業者
			・建設機械のアイドリングストップを徹底する。	低減	
			・建設機械の省燃費運転の周知・普及に努める。	低減	
			・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。	低減	
			・建設機械の整備、点検を徹底する。	低減	
資材運搬等の車両の走行	温室効果ガスの排出	排出量の削減	・資材運搬等の車両のエコドライブ、アイドリングストップを徹底する。	低減	事業者
			・低燃費車の採用に努める。	低減	
			・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。	低減	
樹木の伐採	吸収源の減少	吸収源の創出	・計画地内には緩衝緑地帯を計画し、緩衝緑地帯に高木を植栽する(ただし遺跡の保存範囲は遺跡の保存を優先し低木を植栽)。	低減	事業者
			・進出企業に対し、企業用地内は 20%以上の緑化率で緑化（緩衝緑地、公開緑地公園を含む）するよう指導する。	低減	進出企業
施設の稼働	温室効果ガスの排出	排出量の削減	・進出企業に対し、省エネ型照明や省エネ型設備を積極的に採用する等の省エネ対策を奨励する。	低減	進出企業
			・進出企業に対し、法令に基づき、温室効果ガスの排出量を算定し、中長期的な温室効果ガス削減の目標を定め、目標達成のための計画を作成し、温室効果ガスの排出量の削減に努めるよう要請する。	低減	
自動車交通の発生	温室効果ガスの排出	排出量の削減	・進出企業に対し、関連車両のエコドライブ、アイドリングストップを徹底するよう指導する。	低減	進出企業
			・進出企業に対し、低燃費車の採用に努めるよう指導する。	低減	
			・進出企業に対し、関連車両の整備、点検を徹底するよう指導する。	低減	

11.2 低減措置の実施計画

基盤整備として整備する宅地、道路、緩衝緑地帯、公開緑地公園及びアクセス道路の工事に係る建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事に関する環境の保全のための措置、供用時の存在に関する環境の保全のための措置については、事業者が実施する。

進出企業の施設等の建築工事に係る建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事に関する環境保全のための措置、供用時の施設の稼働、自動車交通量の発生に関する環境の保全のための措置については、実質的に、進出企業が実施するものである。

企業誘致時には、事業者から、環境に関する基本方針や、環境影響評価図書において講じるものとした環境の保全のための措置の説明を行い、措置の内容に応じ、桶川市が指導を行う。また、製造系の進出企業が進出する場合は、進出企業からの排水により石川川の水質を著しく悪化させることのないよう、「桶川市開発行為等に関する指導要綱」に基づく事前協議において、桶川市の担当部署と協議し、工場排水処理水の水質及び排水量を決定する。

進出企業の建築工事時及び供用時にも各段階においても、桶川市の担当部署から、適宜、指導、助言等を行うものとする。